

- 日 時：令和元年11月29日（金）午後2時00分～3時30分
  - 場 所：水の館 研修室
  - 出席者：12名  
山田会長・平岡副会長・石井委員・大坂委員・柄澤委員・黒川委員・  
野倉委員・間野委員・宮川委員・深山委員・吉川委員・吉田委員
  - 欠席者：なし
  - 事務局：増田環境経済部長（幹事）・海老原手賀沼課長（幹事）  
向笠課長補佐・倉島課長補佐・斎藤課長補佐・藤澤主査長・大山・渡辺  
・初見
  - 傍聴者：1名
  - 議 題：（1）我孫子市環境基本計画の計画期間延長について（諮問）  
（2）「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の改正（案）について  
（3）あびこエコ・プロジェクトの報告について
- 

## 開 会

- 挨拶（環境経済部長）
- 新規委員2名・事務局自己紹介

## 議 第（議事進行：山田会長）

### （1）我孫子市環境基本計画の計画期間延長について（諮問）

#### <海老原幹事から説明>

環境基本計画の計画期間を2年延長することについては、昨年11月の環境審議会  
で、既に説明させていただいており、その際、次年度に諮問とのことでお話ししてい  
る。環境基本計画については、2020年（令和2年）までの計画となっているが、  
市の上位計画である現在策定中の第四次総合計画との整合性を図る必要があるため、  
現行計画を2年延長し総合計画策定後に次期計画を策定したいと考えている。

我孫子市環境条例第8条第3項で、「市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、  
あらかじめ我孫子市環境審議会の意見を聴かなければならない」、同条5項で、「前2  
項の規定は、環境基本計画の変更について準用する」とされ、同条例第51条第2項  
で、「審議会は、環境の保全に関して基本的事項を調査審議し、市長の諮問に応じて  
その実施について建議することができる」、とされている。

今回は、この条例に則り、諮問させていただいた。

#### ○山田会長

内容については、11月21日付で市長から文書で諮問されており、委員の方々に

も諮問文の写しが送付されている。質問・意見のある方は挙手願いたい。

( 意見・質問等なし )

○山田会長

質問・意見等ないようなので、計画期間延長については妥当ということで審議会として決定したい。事務局で答申文案を作成願いたい。

( 答申文案配布 )

○山田会長

答申文案を読み上げる。

「令和元年11月21日付け環手第797号をもって諮問された我孫子市環境基本計画の計画期間の延長について、次のとおり答申します。

当審議会において、我孫子市環境基本計画の計画期間延長について審議した結果、妥当と認めます。」

字句の修正等ご意見あれば挙手願いたい。

( 意見なし )

○山田会長

答申文案の案をとり、当審議会の答申文として市長へ提出したい。本来であれば、市長へ直接お渡しするところであるが、本日市長は他の公務により都合がつかないとのことなので、代理ということで環境経済部長へ取り次ぎを依頼する。

( 山田会長から環境経済部長へ答申文手渡し )

## (2) 「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の改正(案)について

<事務局から説明>

小規模埋立・小規模一時堆積事業の許可・変更期間について、千葉県では、事業面積3,000㎡以上のものを千葉県残土条例による県の許可事業、3,000㎡未満を市町村の上乗せ条例(当初県が準則を用意)で規制を行って来た。しかし、政令指定都市や中核市の他に、千葉県再生土条例の制定を契機に県から残土条例の除外指定を受け、市独自ですべての許可事務を行う市が出て来ている。このため許可期間等は市・町によって異なっている。

一時堆積場は土砂等を堆積する面積が1,000㎡以上となる場合、大気汚染防止法で「一般粉塵発生施設」に該当する届出を要する施設であり、周辺住民への環境負荷が大きい。小規模埋立事業が1年以内という期間制限があるにも拘わらず、小規模一時堆積事業は期間制限が除外されていることから、小規模埋立事業の周辺住民は騒音・振動・粉塵等の環境被害を受ける恐れがある期間が原則1年以内に留まるにも拘わらず、小規模一時堆積事業は施工期間に制限がないため、一度許可申請者が希望する期間で許可を受けると周辺住民は止めどなく環境被害を受ける恐れが出てきてしまい、バランスを欠いた状況にあるということが出来る。

こうしたことから、小規模一時堆積事業について申請期間及び変更許可期間につい

て見直しを検討するものである。

なお、他市においては現在の我孫子市と同様の期間制限の市もあるが、小規模一時堆積事業に期間制限を設けている市は【表－１】のとおり 6 自治体となる。

小規模一時堆積事業については、平成 27 年 6 月 30 日付で令和 2 年 6 月 14 日まで許可している事業が 1 件となっている。

今回の条例改正が令和 2 年 4 月 1 日施行となり、当該許可事業の期間の延長申請があった場合、他の案件と同様に期間延長は 1 年までとなる。

期間変更申請の回数については、1 回のみという制限を設定している市もあるが、1 年毎の変更許可申請を繰り返したとしても、問題がある場合には次回許可しないことも可能であるので、現段階においてそこまで規制を強化しなくとも問題はないと考える。

< 質疑応答 >

○宮川委員

現在許可している事業は 1 件とのことだが、このケースでは近隣への影響はどうか。

○事務局

すぐ近くに住居がない場所なので、影響はないと考えている。

○深山委員

資料では、我孫子だけ制限がないように読めるが、どういうことか。

○事務局

制限を設けている県内自治体のみピックアップしている。54 自治体のうち、制限があるのは 6 自治体のみで、その他の自治体は、例えば 5 年で申請があればそれで受け付けるということである。

○吉田委員

一時堆積期間の制限なしというのは、千葉県の手引に基づいたものなのか。

○事務局

その通りである。

○吉田委員

千葉県では、どうしてこのような制限なし、というような手引になったのか。

○事務局

千葉県の一時的堆積事業は、君津市等の港湾で土砂を船で運んで来る辺りをターゲットとしていたと聞いているが、理由は不明である。

○平岡委員

小規模埋立事業は、具体的には誰がどんなことをするのか。他の場所の工事が出た土を置く、といったことなのか。

○事務局

外部から搬入した土を埋め立て、別の用途に利用する。窪んだ土地で行われることが多い。

○平岡委員

許可期間とは、何の許可期間になるのか。窪んだ土地を埋め立てるのが1年以内と  
いうことか。

○事務局

整地作業の期間となる。

○平岡委員

整地後、どのように土地が利用されるのか。

○事務局

その後については、都市計画の土地利用や建築基準法の範疇となる。

○平岡委員

イメージがわからないが、誰が何をする時にカバーされるものなのか。

○事務局

本来の目的は土壌汚染防止が第一である。仮に特定有害物質が含まれた土砂が搬入  
されると、地下水汚染につながる。

○平岡委員

埋立てと汚染は、何の関係があるのか。資料では、汚染については記載がないが。

○事務局

埋め立てる場合、搬入される土が汚染されていることがあるが、汚染されていなく  
ても、施工期間が長引くと、騒音や振動で周辺環境に影響が出るため、制限している。

○海老原幹事

この条例は、元々は土壌汚染防止のためのものであるが、期間が長くなってくると、  
粉塵・騒音・振動といった付帯の公害が発生するので、今回制限を設ける、というこ  
とである。

○平岡委員

小規模埋立と小規模一時堆積はカテゴリーが違うと思うが、どう違うのか。

○海老原幹事

一時堆積事業は、一時的に置いている仮置きで、県から移譲されたため期間制限が  
なかった。埋立ては、その場所で埋め立てて終了するものであり、従前から期間を制  
限していた。

○黒川委員

土はきれいな状態で搬入されているのか。

○海老原幹事

本来はそうである。

○黒川委員

埋立てとは、宅地開発などのイメージで、一時堆積事業とは、一時的に搬入してま  
た、別の場所に持っていくというイメージだが、そういった理解で良いか。

○海老原幹事

その通りである。

○柄澤委員

許可期間、変更期間について、もう少し分かりやすく説明して欲しい。

○事務局

許可期間とは、当初の申請に対して出すものであり、変更期間は工事が終わらず、当初の申請から変更された期間である。延長ということでお考えいただきたい。また、途中で業者が変更となる場合もある。

○石井委員

今回の変更は、制限なしから、許可期間1年、変更期間1年に変更、ということか。

○事務局

その通りである。今回の改正案は、変更は1年以内で認めるものであり、問題が無ければ、再度1年更新する。

○間野委員

問題がある場合には次回許可しない、ということだが、こういった場合に問題があるととられるのか、規約・内規など客観的な判断材料があれば教えて欲しい。

○事務局

騒音や振動を測定して基準よりオーバーしていた場合や、粉塵などの苦情が出ており、行政指導を行っても改善が見られない場合を想定している。

○間野委員

雑草が伸びているなど、近隣の人から見て管理されていないと思われる場合なども想定していただきたい。

○事務局

雑草は特に想定していないが、不適切に管理されている状況であれば、行政指導もあり得る。

○野倉委員

申請があった場合、住民から苦情がなくても現地確認は行うのか。雑草に起因して、害虫・犯罪・不法投棄等の問題も発生する。許可の際に、土の山には、ビニールをかけるように指導するなどあるのか。変更申請があれば、苦情が無くても、市で現地確認をしていただきたい。

○事務局

埋立て、一時堆積ともに、かなり頻繁に見回り、必要な際は指導している。

○山田会長

改正案を出された場合は、変更後の資料もあれば分かりやすいので、今後事務局では注意していただきたい。改正案について他に意見のある方は。

( 質問・意見なし )

○山田会長

4月から施行される改正条例の一時堆積事業の許可期間・変更期間がともに1年と変更されることについて、当審議会としてこの改正案を了解したい。

### (3) あびこエコ・プロジェクトの報告について

### <事務局から説明>

2018(平成 30)年度温室効果ガス排出量等調査結果について、資料 5 の概要を基に説明。温室効果ガス総排出量は基準年の平成 26 年度と比べて、1.9%の増加となった。主な増加要因としては、都市ガスの使用量が 36.1%増加したこと、ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量が 0.4%増加したことと考えられる。

電気、燃料、公用車の使用に伴う温室効果ガス排出量は、基準年と比べて 4.7%の増加となった。都市ガスの使用量が 36.1%増加した要因として、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて小中学校へ GHP エアコンを導入したこと、水道局での空調利用頻度の増加、文化・スポーツ課での給湯設備等の使用頻度の増加があげられる。自動車の燃料使用については、1.6%の減少となった。電気使用による温室効果ガス排出量に関しては、0.4%の増加となった。主な要因として、クリーンセンターの老朽化による性能低下とごみ搬入量増加のため、施設稼働時間が増えたこと、市内小中学校での施設利用が増えたことが考えられる。

一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量については、基準年に比べて 0.4%の減少となった。焼却量イコール搬入量ではないが、搬入量で見ると、基準年比では、事業系ごみが 362 トン、持ち込み家庭ごみが 200 トン増加している。

環境への負荷の低減については、ほとんどの項目で目標を達成できているが、自然エネルギー導入量については、この項目についてのみ基準年を平成 27 年度としており、100kW から増加していない。

市民・事業者の環境に配慮した行動の促進については、補助金の交付件数等を指標にしている。省エネルギーシステムが目標の交付件数を超過しているが、過去の推移を見ると、その他は達成が難しい見込みである。ノーカーデー実施率は、平成 30 年度実施率は 59%であり、目標を達成している。

### <質疑応答>

#### ○深山委員

クリーンセンターが新しい施設になることによって、温室効果ガス排出量も削減できると思うが、具体的な数値等、影響はどうか。

#### ○事務局

新廃棄物処理施設の稼働は「あびこエコ・プロジェクト4」終了後のため、次期計画の中で検討したい。

#### ○増田幹事

現行のクリーンセンターは、焼却した熱が全く回収されないが、新廃棄物処理施設は熱回収型であり、場内で排熱を活用して発電するため、買電量は減る見込みである。太陽光発電システムも屋根に設置予定である。

#### ○深山委員

クリーンセンターの温室効果ガス排出量については、他の施設と分けずに算出されているが、クリーンセンター以外の数値が業務系とみられるため、正確ではないが、

出ている数値から分けた数値を計算したところ、業務系がプラス 5%程になった。国では、業務関係は 40%削減、という数値が示されているが、エコ・プロジェクトでは到底達成できない状況である。新しいクリーンセンターができて、例えば 30%削減できた、となればまた違った見方もできる。クリーンセンターとその他は分けて考えた方が良いのではないか。

○事務局

あびこエコ・プロジェクト 4 では分けずに計算してきたため、計画終了までこの方法をとりたいが、次期計画で、検討すべき案のひとつとして考えたい。

○吉川委員

自然エネルギーの導入量は、2020 年度 130kW となっているが、見込みとしては達成可能なのか。

○事務局

クリーンセンターも 2020 年度には完成しないため、達成できない見込みである。

○間野委員

都市ガスの増加要因として、GHP エアコンを小中学校に導入したことが挙げられているが、影響がどのくらいであるか、大体でも良いので数値は出ているか。子ども達の健康のためにはエアコン導入は良いことだが、裏付けをしっかりとした方が良いと思う。LED 等も導入されているが、そういった新しい設備導入についても、どのくらいの効果をもたらされているのか。

○事務局

小中学校のエアコンについては、平成 27 年 11 月頃から導入しており、都市ガスも 27 年度から増えているような状況である。導入前の平成 26 年度と比較すると、その差は約 45 万 kg-CO<sub>2</sub> になるが、この数値がすべて小中学校のエアコンに起因するものではない。

○間野委員

そのことは承知している。実績をきちんと把握した上で検証されるべきということである。

○山田会長

都市ガスの温室効果ガス排出量については、2020 年度の目標は 120 万 kg-CO<sub>2</sub> となっているが、今後、この目標値を維持するのか、エアコン導入という事情に伴って目標の数値を上げるのか、といった質問であると思う。

○間野委員

先程の質問の回答を踏まえ、そのことを確認するつもりでいた。

○山田会長

エアコン導入に限らず、他の設備を導入したことで、目標設定を検討し直すことは考えているか。目標値を維持して削減できたとしても、導入した設備を活用できていないという本末転倒の話になってしまうので、削減できなかったがこういった事情によるものであり、達成は先送り、ということにするのか、それとも事情の変更に伴っ

て目標値を検討し直すのか、市としての基本的な方向性を確認したい。

○事務局

ご指摘の通り、2020年度に120万kg-CO<sub>2</sub>まで削減を達成できない可能性が高いが、目標値を設定し直すことは現状では考えていない。

○山田会長

次期計画では、そういった目標の算定基準を全体としてどのように設定することを考えているか。

○事務局

現状では、具体的にはまだ考えていない。現在昨年度の数値が出ているところなので、推移をみながら、ということになる。

○宮川委員

こういった表の受け止め方は難しい。一定の年度を基準としているが、その間に施設の変動や設備導入等もある。何年か経過したときに、比較検討が可能になり、増減の理由は様々である。我孫子市がどれだけ環境負荷の低減に力を入れているのか、ということが相対的に分かれば良いと思うので、そういったことがわかるように今後資料を作成していただきたい。

用紙購入量について、ペーパーレス化を進めたり、会議に必要な資料を圧縮したりして、一層の削減に努めていただきたい。

エネルギー使用量の削減については、現状のチェックが必要である。例えば、何時から何時まで暖房を使用したか、本当にそれは必要だったかをチェックする。そういった細かい検証と努力が必要であり、努力した結果が分かるような報告書となるよう望んでいる。

閉 会